

## 工事現場立入点検実施要領

(平成12年6月15日監第480号土木部長通知)

(平成17年4月1日一部改正)

(平成27年3月23日一部改正)

(平成28年5月19日一部改正)

(趣旨)

第1条 熊本県が発注した建設工事について、発注機関の長又は発注機関の長が指定した者（原則として監督員以外の者とする。以下「点検者」という。）が現場立入点検を実施し、現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐及び専任状況等と施工体制等の実態を把握することで、施工体制における責任分担の不明確さやペーパーカンパニー等不良不適格業者を排除し、建設工事の適正な施工の確保及び品質の確保等を期し、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(立入点検の対象となる工事)

第2条 工事1件の契約金額が3,500万円以上（建築一式工事については、7,000万円以上）の工事とするものとする。

(立入点検の実施方法等)

第3条 点検者は、概ね月1回以上、次に掲げる事項について現場立入点検を実施するものとする。ただし、全ての事項において、指摘事項がなかった建設工事については、発注機関において、点検回数を減らすことができるものとする。

また、請負者の責に帰することができない事由により工事に着手できないことが設計図書に明示されている場合、工場製作期間、工事の全部を一時中止している期間及び工事が完成し竣工書類作成等の事務手続のみが残っている期間は、除くものとする。

2 点検者は、前項の現場立入点検を実施する場合は、次の項目について確認を行い、その結果を調査票（別記様式1）に記入するものとする。

(1) 現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐及び専任状況等の確認

熊本県公共工事請負契約約款（平成8年告示第465号。以下「約款」という。）第10条に基づき通知等された者との同一性及び常勤性及び専任性の確認を行うものとする。

① 現場の現場代理人及び主任（監理）技術者が、約款第10条に基づきあらかじめ通知された者並びにあらかじめ提出された施工体制台帳又は下請報告書に記載された者と同一人であることを確認するものとする。

② 工事現場に常駐（現場代理人）又は専任（主任（監理）技術者）で従事している状況にあるかを確認するものとする。

③ 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事については、事前に提出された配置予定監理（主任）技術者と同一人であることを確認するものとする。

(2) 標識等の掲示状況について

① 建設業許可証の掲示について

② 建退共加入者証の掲示について

③ 労災保険関係成立票の掲示について

(3) 施工体制等の実態確認

現場に備付けてある施工体制台帳及び下請報告書を活用して次の項目について確認するものとする。

① 県から直接請け負い、下請契約を締結した工事の場合

ア 施工体制台帳の現場備付け及び施工体系図の現場掲示について

イ 下請契約の締結について

ウ 下請業者の選定について

エ 下請状況等について

オ 監理技術者の監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の所持状況について（下請契約の総額が4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）の工事の場合に限る。）

カ 一次下請以下の主任技術者の配置について

② ①のうち、下請に発注した工事1件の金額が30万円以上（建築一式工事については100万円以上）の工事の場合

ア 下請報告書の現場備付けについて

イ 下請契約の締結について

ウ 下請業者の選定について

エ 下請状況等について

オ 一次下請以下の主任技術者の配置について

- 3 点検者は、違反又は不適切な事実を確認した場合は、指示書（別記様式2）等において、請負者に対し適切な措置を講じるよう指導するものとする。  
また、発注機関は、指示書を交付した場合、その写しを土木部監理課（以下「監理課」という。）に送付するとともに、工事成績の減点を行うものとする。
- 4 点検者は、一括下請負、技術者の不在又は専任違反等の疑義が生じた場合は、速やかに許可行政庁（熊本県知事許可業者の場合は監理課）へ報告するものとする。

（違反等に対する措置）

第4条 発注機関は、点検者が前条第3項に基づき指導した場合において、請負者に改善の措置がみられない場合は、別記様式3により本庁主管課を経由して監理課へ報告するものとする。

（調査票の供覧）

第5条 点検者は、点検終了後、直ちに調査票を整理し、本庁入札執行分については発注担当課まで回覧に供するものとし、事務所入札執行分については、当該事務所における契約担当課まで回覧に供するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日以降に熊本県と締結した契約に係る工事について適用し、平成27年3月31日までに熊本県と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の工事現場立入点検実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に熊本県と締結した契約に係る工事について適用し、同日前に熊本県と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

## 工事現場立入点検調査票

工事番号 工事名	工事場所	平成 年 月 日
請負業者名	契約金額	千円
監理(主任) 技術者氏名	契約工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
第 回	調査年月日	平成 年 月 日
	点検者名	

## (1) 現場代理人及び主任(監理)技術者の常駐状況等の確認

約款第10条に基づき通知等された者との同一性と常勤及び専任状況等の確認(建設業法第26条第3項)

ア	項 目	現 状	別人である場合の指導内容
	現場の現場代理人及び主任(監理)技術者が、約款第10条に基づきあらかじめ通知された者並びにあらかじめ提出された施工体制台帳又は下請報告書の者と同一人であるか。	<input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 別人 <input type="checkbox"/> 改善済	

イ	項 目	現 状	所属していない場合の指導内容
	工事現場に常駐(現場代理人)又は専任(主任(監理)技術者)で従事している状況にあるか。	<input type="checkbox"/> 常駐又は専任 <input type="checkbox"/> 常駐又は専任でない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 指示書とは、実施要領第3条3に基づき、指示書を交付すること。

ウ	項 目	現 状	別人である場合の指導内容
	一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事について、事前に提出された配置予定監理(主任)技術者と同一人であるか。	<input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 別人 <input type="checkbox"/> 改善済	

## (2) 標識等の掲示状況について

## ① 建設業許可証の掲示について

項 目	現 状	掲示がない場合の指導内容
標識の掲示が、公衆の見やすい場所に掲示されているか。(建設業法第40条)	<input type="checkbox"/> 元請及び下請の全ての掲示あり(場所: 適当・不适当) <input type="checkbox"/> 一部掲示なし(場所: 適当・不适当) <input type="checkbox"/> 掲示なし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 一部掲示なしとは、元請のみ若しくは元請及び下請の一部の標識の掲示しかない場合を指す。

## ② 建退共加入者証の掲示について

項 目	現 状	掲示がない場合の指導内容
建設業退職金共済制度に加入していることを下請業者に周知するために建退共加入者証を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 掲示あり <input type="checkbox"/> 掲示なし <input type="checkbox"/> 直営施工のため対象外 <input type="checkbox"/> 改善済	

## ③ 労災保険関係成立票の掲示について

項 目	現 状	掲示がない場合の指導内容
労災保険関係成立票(労働保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号)を常時事業場の見やすい場所に掲示又は備え付けがあるか。(労働者災害補償保険法施行規則第49条)	<input type="checkbox"/> 掲示等あり(場所: 適当・不适当) <input type="checkbox"/> 掲示等なし <input type="checkbox"/> 改善済	

## (3) 施工体制等の実態確認

## ① 下請契約を締結した工事

ア	項 目	現 状	備付けなし・書類添付不備の場合の指導内容
	施工体制台帳が現場に備付けてあり、一連の書類の添付があるか。(建設業法第24条の7第1項・第2項)	<input type="checkbox"/> 備付けあり <input type="checkbox"/> 備付けがあるが、未提出 <input type="checkbox"/> 備付けなし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済 <input type="checkbox"/> 書類添付あり <input type="checkbox"/> 書類添付不備 <input type="checkbox"/> 改善済	

イ	項 目	現 状	掲示がない場合の指導内容
	施工体系図が工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているか。(建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第13条)	<input type="checkbox"/> 両方掲示あり <input type="checkbox"/> 片方のみ掲示 <input type="checkbox"/> 掲示なし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 両方掲示には、1枚で両方の役目を果たしている場合を含む。

## イ 下請契約の締結について

項 目	現 状	締結していない場合の指導内容
下請工事ごとに、契約書による契約を締結しているか。(建設業法第18条)	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 施工体制台帳に添付してある契約書（下請基本契約を締結していれば、請書でも可。）で確認すること。

ウ 下請業者の選定について

項目	現 状	選定していない場合の指導内容
契約額が500万円以上になる下請工事については、その工事を請け負わせるうえで必要な許可を取得している業者を選定しているか。（建設業法第3条第1項）	<input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 施工体制台帳を参考に確認すること。

エ 下請状況等について

項目	現 状	一致していない場合の指導内容
提出された施工体制台帳と現場体制は一致しているか。（注2） （建設業法第22条）	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 概ね一致している <input type="checkbox"/> 一致していない(指示書) <input type="checkbox"/> 周知・指導済	平成8年5月17日監第216号の趣旨を周知・指導済。

オ 監理技術者の監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の所持状況について  
（下請契約の総額が4,000万円以上（建築一式の場合は6,000万円以上）の工事の場合に限る。）

項目	現 状		所持していない場合の指導内容
資格者証を所持しているか。 （建設業法第26条第2項・第4項・第5項、監理技術者制度運用マニュアル）	H16.2.29以前の資格者（資格者証）	H16.3.1以降の資格者（資格者証、修了証）	
	<input type="checkbox"/> 所持 <input type="checkbox"/> 未所持(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	<input type="checkbox"/> 両方所持 <input type="checkbox"/> 資格者証のみ所持 <input type="checkbox"/> 資格者証未所持(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者は、講習を過去5年以内に受講したのから、選任しなければならない。よって、講習修了証も所持することが望ましい。

カ 一次下請以下の主任技術者の配置について

項目	現 状	配置していない場合の指導内容
下請工事ごとに、その工種に関する資格及び実務経験のある主任技術者を配置しているか。（建設業法第26条第1項、第26条の2）	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 施工体制台帳を参考に確認すること。

(注)一括下請に該当すると認められる場合は、平成8年5月17日付け監第216号「一括下請負の禁止の徹底について」の趣旨を請負者に周知・指導すること

②①のうち、下請に発注した工事1件の金額が30万円以上（建築一式工事については100万円以上）の工事の場合

ア 下請報告書の現場備付け

項目	現 状	備付けがない場合の指導内容
下請報告書が現場に備付けてあるか。 （下請契約報告事務取扱要領）	<input type="checkbox"/> 備付けあり <input type="checkbox"/> 備付けあるが、未提出 <input type="checkbox"/> 備付けなし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

イ 下請契約（元請と一次下請間のみ）の締結について

項目	現 状	締結していない場合の指導内容
下請工事ごとに、契約書による契約を締結しているか。（建設業法第18条）	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 下請報告書に添付してある契約書（下請基本契約を締結していれば、請書でも可。）で確認すること。

ウ 下請業者（一次下請のみ）の選定について

項目	現 状	選定していない場合の指導内容
契約額が500万円以上になる下請工事については、その工事を請け負わせるうえで必要な許可を取得している業者を選定しているか。（建設業法第3条第1項）	<input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 下請報告書を参考に確認すること。

エ 下請状況等について

項目	現 状	一致していない場合の指導内容
提出された下請報告書と現場体制は一致しているか。（注） （建設業法第22条）	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 概ね一致している <input type="checkbox"/> 一致していない(指示書) <input type="checkbox"/> 周知・指導済	平成8年5月17日監第216号の趣旨を周知・指導済。

\* 概ね一致しているとは、施工体制は一致しているが、下請の技術者等、一部不一致の部分がある場合を指す。

オ 一次下請の主任技術者の配置について

項目	現 状	配置していない場合の指導内容
下請工事ごとに、その工種に関する資格及び実務経験のある主任技術者を配置しているか。（建設業法第26条第1項、第26条の2）	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\* 下請報告書を参考に確認すること。